

別紙4 (Ether-VPNの規定)

第1条 (本サービス規定の適用)

このEther-VPNの規定は、Master's ONEの基本サービスとしてサービスメニューEther-VPN(以下「本サービス」といいます。)が提供される利用契約に対して適用されます。

第2条 (提供条件)

本サービスでは、当社設備として、契約者のネットワーク内に当社の選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置します。

2 本サービスの契約の申込みを行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社が選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。なお、これらの装置は、利用規約第7条に定める当社設備に該当します。

3 契約者のネットワーク内に設置した当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。

4 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合により回線終端装置及びネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。

5 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、当社の従業員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。

6 当社は、契約者が当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

7 映像配信またはファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信は利用できません。

8 PPP認証に必要となるユーザID及びネットワークパスワードは当社が定め、ネットワーク接続装置の設定を行うものとし、契約者にはこれを通知しないものとします。

9 本サービスのうちブロードバンド・イーサハイグレード接続サービスの利用契約では、併せてファイバーラインサービスを利用することができます。この場合、ファイバーラインサービスは、当社が定める「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

第3条 (回線終端装置及び屋内配線の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、ネットワーク内または契約者の設置場所に別表1 (Master's ONE料金表-Ether-VPN-) 第1表第4に定める回線終端装置及び屋内配線をレンタルします。

2 前項で定める回線終端装置及び屋内配線の設置場所については、当社が定めることとします。

第4条 (回線終端装置の紛失等)

当社が設置した回線終端装置を紛失(盗難による場合も含み、以下同じとします。)破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知し、加入者回線変更の申込みを行うこととします。

2 契約者は、回線終端装置が紛失、破損、その他当社に返送できない場合には、その原因を問わず別表1 (Master's ONE料金表-Ether-VPN-) 第3表第1で定める損害金を当社に支払うものとします。

第5条 (回線終端装置の返却)

本サービス解約時または本サービス提供終了時に当社が設置した回線終端装置を当社指定する方法で当社が指定する期日までに当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに回線終端装置が返却されない場合は、前条(回線終端装置の紛失等)第2項の規定が適用されます。

第6条 (ネットワーク接続装置の紛失等)

ネットワーク接続装置の紛失(盗難による場合も含み、以下同じとします。)、破損した場合、契約者は当社にただちにその旨を通知し、ネットワーク接続装置変更の申込みを行うこととします。

2 契約者は、ネットワーク接続装置が紛失、破損、その他当社に返却できない場合には、その原因を問わず別表1(Master's ONE 料金表-Ether-VPN-)第3表第2で定める損害金を当社に支払うものとします。

第7条 (ネットワーク接続装置の返却)

本サービス解約時または本サービス提供終了時にネットワーク接続装置を当社指定する方法で1か月以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までにネットワーク接続装置が返却されない場合は、前条(ネットワーク接続装置の紛失等)第2項の規定が適用されます。

第8条 (責任分界点)

次の各号で定める場合の責任分界点は、次の各号のとおりとします。

(1) 加入者回線を当社名義で設置した場合

- イ 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとなります。
- ロ 契約者のネットワーク内に当社がネットワーク接続装置を設置する場合、契約者のネットワーク内に設置した当社ネットワーク接続装置までとします。
- ハ ブロードバンド・イーサ ハイグレード接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化されたIP通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合

- イ イーサ接続サービス契約では、契約者が設置するイーサアクセス回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置するイーサアクセス回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される専用線の回線終端装置の直前までとします。
- ロ ブロードバンド・イーサ ハイグレード接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化されたIP通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約するIP通信網接続点及び契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

第9条 (技術的事項)

契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。

2 ブロードバンド・イーサハイグレード接続サービスについては、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。

3 その他技術事項は「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。